



京都地方最低賃金審議会の意見に関する公示

京都労働局一般公示第 7 号

平成26年10月29日、京都地方最低賃金審議会から下記最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示します。

なお、京都府の区域内で下記最低賃金に係る事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき平成26年11月13日までに京都労働局長あて（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出してください。

平成26年10月29日

京都労働局長 森川 善樹

記

京都府自動車（新車）小売業最低賃金

京都府自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見の要旨

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務
 - ハ 受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 790円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり